

公益財団法人大阪人権博物館賛助会員規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人大阪人権博物館定款第34条に基づき、賛助会員規程を次のように定める。

(会員の種別)

第2条 当財団の賛助会員は、当財団の趣旨に賛同・共感し、本会の活動を支援しようとする個人および法人とする。

- 2 個人賛助会員は、別途定める会費を納める個人とする。
- 3 法人賛助会員は、別途定める会費を納める法人または団体とする。

(入会手続き)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

- 2 賛助会員には会員証を発行するものとする。

(退 会)

第4条 賛助会員が退会しようとするときは、退会届を提出し、会員証を返却するものとする。

2 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事長は退会させることができる。

- (1) 社会的公序良俗に反する行為
- (2) 当財団の品位・権威を著しく傷つける行為
- (3) 当財団の名称を許可なく使用する行為
- (4) 当財団の役員の名を許可なく使用する行為
- (5) 当財団の評判を著しく貶める行為
- (6) 上記に関わる一切の疑惑のある行為
- (7) その他、上記以外の当財団の趣旨に反する行為

(会 費)

第5条 賛助会員は次に掲げる区分により1口以上の会費を納入するものとする。

- (1) 個人会員 1口 6,000円
- (2) 団体会員 1口 10,000円
- 2 退会による会費の返還は、原則として行わないものとする。

(会費の使途)

第6条 会費は、当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(特 典)

第7条 賛助会員は会員種別により、別表に定める特典を受けることができる。

(会員資格の有効期間)

第8条 会員資格の有効期間は、本財団が入会申込書を受け付けた日から1年間とする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月4日から施行する。